二　徳島県政友地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十六年建設省告示第九百九十八号で指定した政友地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
徳島県三好市山城町政友
字宮地　五二六番　一号
五四四番二　二号
字大人　一三番一　三号
字クリノ　三三五番一　四号

○国土交通省告示第五百九十八号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十二年五月三十一日
国土交通大臣　前原　誠司
一　熊本県河内地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び六号と七号を宮川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱七号と八号を結んだ線、標柱八号と一号を天草市道麦田原宮之本線官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域
熊本県天草市栖本町河内
字宮之本　四六九八番一　一号
四六九八番三　二号
四七一三番一　三号
四七五二番地先河川敷　四号
四六九八番一　八号
四八三六番五　五号
字猿林　五〇九四番三地先河川敷　六号
字千鳥　五二九九番地先河川敷　七号
字竹之内

○国土交通省告示第五百九十九号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十二年五月三十一日
国土交通大臣　前原　誠司
一　福岡県栄谷地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を栄谷川左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十号を二瀬川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県糟屋郡篠栗町大字内住
字花廻り　三七五七番三　一号
三七八一番二　十号
字尾花　四〇八九番一　二号
四一五二番　三号
字鹿見塚　三九八一番一　四号
三九八一番四　五号から七号まで
三九五八番一六　八号
字栄谷　四〇一九番　九号

二　福岡県三社下地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十年農林省告示第三百八十四号で指定した上内浦地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を町道下内十ケ谷線道路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を白木川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市立花町白木
字森園　三一五一番一　一号
字上内浦　五四九七番　二号
字十ケ谷　五五九九番　三号
五五九四番二　五号
字下内　五五七九番一　四号
字南合ノ原　三一一三番五地先道路敷　六号

○国土交通省告示第六百号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十二年五月三十一日
国土交通大臣　前原　誠司
一　島根県惣津地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域
島根県松江市美保関町七類
二九五番一　一号
八七番　二号
二四二番　三号
三八六番　四号
三六二番　五号
三六九番　六号
三七四番二　七号
三七一番二　八号
二六三七番三　九号
三〇三番三　十号
三七番二　十一号
二六四〇番三　十二号
二六四八番一　十三号

○国土交通省告示第六百一号
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十二年五月三十一日
国土交通大臣　前原　誠司
大分県金地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を金川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱七号と八号を県道稲積姫島港線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県東国東郡姫島村
字タルミ　四七五〇番二　一号
四七六〇番一地先道路敷　八号
字深谷　五四一九番　二号
五四〇九番二　三号
五三三四番二　四号
五三六五番一地先道路敷　七号
字金　五二六五番　五号
五二二七番一地先河川敷　六号

○国土交通省告示第六百二号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十二年五月三十一日
国土交通大臣　前原　誠司
一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成六年五月十日から平成二十八年三月三十一日まで
三　施行地区　神奈川県平塚市大字真田字寺尾、字上ノ原の各全部、字原給、字谷津、字与市谷津、字生延、字久保、字池田、字宿、字宮ノ前、字寺尾前、字柳田、字原、字石塚の各一部及び大字北金目字中北、字福盛、字坊ヶ谷戸、字竹ノ内、字宮久保、字前谷戸、字上ノ原、字小道、字塚越、字溝ノ尾の各全部、字北久保、字五反田、字地徳下、字大久保、字入谷戸、字北ノ前、字松場、字砂田、字大久保前、字高間原、字砂畑、字横畑、字王子ノ台の各一部
四　土地区画整理事業の名称　平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年五月十日
七　事業施行期間の変更　平成六年五月十日から平成三十年三月三十一日まで
八　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十二年五月三十一日

○海上保安庁告示第百四十八号
海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第十四条第四項の規定に基づき、巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十二年五月三十一日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第百九号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第三号及び」を削り、「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に改め、同項第三号中「全長」を「長さ」に改め、同項第十三号中「連絡方法」を「連絡手段」に改める。
第三条第一項第一号中「超短波無線電話」を「ＶＨＦ無線電話」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第２条関係）

巨大船
準巨大船　航行予定通報
危険物積載船
物件えい航船等

年　月　日

船長の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
提出者の氏名及び連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)（通報の名あて）
殿

海上交通安全法（以下「法」という。）第22条の規定により、下記のとおり通報します。